

# 法改正情報

## ●育児介護休業法の改正(7月1日)

前回の改正(平成22年6月30日施行)時、労働者数100人以下の事業主においては、一部の適用が猶予されてきましたが、左記制度が平成24年7月1日からは全面適用となりました。

### ①短時間勤務制度(育児)

3歳未満の子を養育する労働者が希望した場合に、1日の労働時間を原則として6時間とする短時間勤務を認める制度。

### ②所定外労働の制限(育児)

3歳未満の子を養育する労働者が申し出た場合に、所定労働時間外に勤務させることができない制度。

### ③介護休暇

要介護状態の家族の介護やその他の世話をを行う労働者が申し出た場合に休暇を付与する制度。なお、休暇の日数は要介護状態の家族が1人であれば年に5日、2人以上であれば年に10日。

※労使協定を締結すれば、適用除外できる労働者

### ①短時間勤務制度(育児)の適用除外

1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

勤続年数が1年未満の労働者

### ②所定外労働の制限(育児)の適用除外

1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

勤続年数が1年未満の労働者

### ③介護休暇の適用除外

1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

勤続年数が6カ月未満の労働者

短時間労働者、勤務期間が短い労働者など一定の労働者については、労使協定を締結すれば、一部適用除外とすることができず。就業規則の相談を受ける中で、この労

使協定を締結していない企業が結構多く見受けられます。勿論、労使の合意が前提ですが・・・

## ●建設業における社会保険未加入対策の動向

①経営事項審査における保険未加入企業の減点措置の厳格化

〔施行日：平成24年7月1日〕

・評価項目のうち「健康保険及び厚生年金保険」を、「健康保険」と「厚生年金保険」に区分し、各項目ごとに審査する。

・「雇用保険」、「健康保険」および「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合、それぞれ40点の減点(3保険に未加入の場合120点の減点)とする。

その他として、

〔施行日：平成24年11月1日〕

・建設業の許可申請書に保険加入状況を記載した書面の添付が必要となる。

・施工体制台帳等に保険加入状況の追加記載が必要となる。

②社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインを制定

〔施行日：平成24年11月1日〕

前記①を受けて、社会保険等の加入促進に向け、建設業許可・更新時の社会保険等の加入確認および未加入企業への指導を行うとともに、元請企業と下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任が明確にされました。

### ③建設業法令遵守ガイドラインを改訂

前記①②の一環として、「建設業法令遵守ガイドライン」(元請負人と下請負人の関係に係る留意点)が改訂されました。その中で、社会保険・労働保険に係る項目について、これらの保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならぬ法定福利費であり建設業法で定められた「通常必要と認められる原価」に含まれること、見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があること、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人が、下請負人の法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない

金額で建設工事の請負契約を締結した場合、建設業法に違反するおそれがあること等が明記されました。

## ●中小企業緊急雇用安定助成金の動向

リーマンショック後、支給要件の緩和が行われてきた本助成金ですが、雇用情勢の改善や本年6月に実施された提言型政策仕分けの指摘を受けて、見直しが行われることになりました。なお、改正案については、パブリックコメント(意見公募)が行われており、改正内容が修正される可能性もあります。

### (1)1年間の支給限度日数の見直し

休業等に係る1年間の支給限度日数を300日から100日とする改正を行う。

### (2)3年間の支給限度日数の見直し

3年間の支給限度日数および休業等に係る中小企業緊急雇用安定助成金の3年間の支給限度日数を300日から150日とする改正を行う。

### (3)生産量要件

直近3ヶ月の売上が前年同期又は直前3ヶ月と比べ5%以上ダウン

直近3ヶ月の売上が前年同期と比べ10%以上ダウン

### (4)助成率

4/5 ↓ 2/3

### (5)教育訓練費

事業所内教育訓練 事業所外教育訓練とも半減

赤井労務マネジメント事務所  
社会保険労務士 赤井孝文  
URL <http://www.6064.jp>